

和4年5月12日

各位

会社名	株式会社アイビー化粧品
代表者名	代表取締役社長 白銀 浩二 (コード番号 4918 東証スタンダード)
問合せ先 役職・氏名	取締役 経営管理部長 中山 聖仁
電話	03-6880-1201

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和4年6月29日開催予定の当社第47期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役へ取締役会における議決権を付与することで取締役会の監督機能を強化するとともに、経営の透明性・客観性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実、かつ迅速な意思決定の実現をはかるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

2. 移行の時期

令和4年6月29日開催予定の第47期定時株主総会において、移行に必要な定款変更を付議し、ご承認を得て監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

3. 主な定款変更内容

- 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- 有用かつ多様な人材の招へいを行うことを可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、業務執行取締役等でない取締役とも責任限定契約を締結できるよう、規定の一部を変更いたします。なお、当該変更に関しては、各監査役の同意を得ております。
- 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律70号)付則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更いたします。

①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めます。

②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のう

ち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるよう定款に定めます。

③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款に定める主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除いたします。

④上記の新設及び削除される規定の効力に関する付則を設けます。なお、本付則は期日経過後に削除いたします。

4. その他

- (1) 移行に必要な定款は特段の定めのない事項は、第 47 期定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。また、本議案が可決されその効力は発生した場合、現在就任している取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む）の全員の任期が満了し退任するものといたします。
- (2) 取締役（監査等委員を除く。）の選任候補者、及び監査等委員である取締役の選任候補者は、別途、開示する「役員人事内定の件」をご覧ください。

5. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(別紙) 定款一部変更 新旧対照表 案（下線が変更箇所）

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条（略）	第 1 条～第 3 条（略）
第 4 条[機関] 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第 4 条[機関] 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> (削 除)
第 5 条 (略)	第 5 条 (略)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 11 条（略）	第 6 条～第 11 条（略）
第 2 章の 2 A 種優先株式	第 2 章の 2 A 種優先株式
第 12 条～第 19 条（略）	第 12 条～第 19 条（略）

<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第20条～第22条（略）</p> <p><u>第23条[株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供]</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第24条～第26条（略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第27条[取締役の員数] 当社の取締役は<u>20名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第28条[取締役の選任] 1. 取締役は、株主総会においてこれを選任する。 2. 取締役の選任は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第29条[取締役の任期] 1. 取締役の任期は、選任後2年以内</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第20条～第22条（略）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>第23条 [電子提供措置等]</u> <u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第24条～第26条（略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第27条[取締役の員数] 1. 当社の取締役は <u>12名以内とする。</u> 2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第28条[取締役の選任] 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して株主総会においてこれを選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第29条[取締役の任期] 1. 取締役の任期は、<u>監査等委員以外</u></p>
--	--

に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時迄とする。

2. 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

第30条 (略)

第31条[取締役会の招集及び議長]

1. (略)

2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日3日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第32条[代表取締役の選定]

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

第33条[役付取締役]

1. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を若干名置くことができる。

3. (略)

第34条～第35条 (略)

第36条[取締役会の議事録]

取締役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役が記

の取締役については選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、監査等委員である取締役については選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第30条 (略)

第31条[取締役会の招集及び議長]

1. (略)

2. 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第32条[代表取締役の選定]

取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

第33条[役付取締役]

1. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を若干名置くことができる。

3. (略)

第34条～第35条 (略)

第36条[取締役会の議事録]

取締役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印また

<p>名押印または電子署名する。</p> <p><u>第37条[取締役の報酬等]</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第38条[取締役の責任免除]</u> 1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第39条 (略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>第40条[監査役の数]</u> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>第41条[監査役を選任]</u> 1. <u>監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u> 2. <u>監査役を選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第42条[監査役任期]</u> 1. <u>監査役任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時迄とする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時迄とする。</u></p>	<p>は電子署名する。</p> <p>第37条[取締役の報酬等] 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第38条[取締役の責任免除] 1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>同法第423条第1項</u>の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第39条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p><u>第43条[常勤監査役]</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第44条[監査役会の招集]</u> <u>1. 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u> <u>2. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>3. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第45条[監査役会の決議]</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第46条[監査役会の議事録]</u> <u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第47条[監査役会規程]</u> <u>監査役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段定めがある場合のほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第48条[監査役の報酬等]</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第49条[監査役の責任免除]</u> <u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	(削 除)

(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<p>第40条[監査等委員会の招集通知]</p> <p><u>1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>第41条[常勤監査等委員]</p> <p><u>監査等委員会は、その決議により、監査等委員会の中から常勤監査等委員を定めることができる。</u></p>
(新設)	<p>第42条[監査等委員会の決議]</p> <p><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>第43条[監査等委員会の議事録]</p> <p><u>監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名する。</u></p>
(新設)	<p>第44条[監査等委員会規程]</p> <p><u>監査等委員会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段定めがある場合のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第50条～第51条 (略)</p> <p>第52条[会計監査人の責任免除]</p> <p>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の<u>損害賠償責任</u>を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第45条～第46条 (略)</p> <p>第47条[会計監査人の責任免除]</p> <p>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>同法第423条第1項の</u>会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の</p>

<p>規定により、会計監査人との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>規定により、会計監査人との間に、<u>同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第53条 (略)</p>	<p>第48条 (略)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第49条[<u>剰余金の配当等の決定機関</u>] <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>第54条～第56条 (略)</p>	<p>第50条～第52条 (略)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第8章 付 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第1条[<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>] <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議をもって、第47期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条「<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供および電子提供措置等に関する経過措置</u>」 <u>1. 現行定款第23条[株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供]の削除および変更後の第23条[電子提供措置等]は会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を開催日とする株主総会または種類株主総会については、現行定款第23条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本条は施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会または種類株</u></p>

	<u>主総会の日から3ヶ月を経過した日のい ずれか遅い日後にこれを削除する。</u>
--	--

6. 日程

定款変更のための株主総会開催日 令和4年6月29日（水）予定

定款変更の効力発生日 令和4年6月29日（水）予定

以 上